



山形県交通安全シンボルマーク

令和7年度

秋の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 9月21日(日)～ 9月30日(火)

9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動



秋

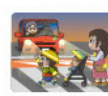
9月30日必は「交通事故死ゼロを目指す日」

の全国交通安全運動

【運動期間】令和7年9月21日(日)～9月30日(火)



歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進



ながらスマホや飲酒運転等の撲滅と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進



チャイルドシート着用啓発
シンボルマーク「カチャビヨン」
5歳未満
オフショール
チャイルドシート

内閣府

運動の重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の撲滅と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

主唱 山形県交通安全対策協議会

第 1 目 的

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知・実践してもらうことにより交通事故防止を図る。
本運動の実施に当たっては、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努める。

第 2 運動の重点及び推進事項

運動の重点	推 進 事 項
1 歩行者の安全確保 歩道・横断歩道の 法実用等 反射材の着用促進	○ 横断歩道の利用、車両の直前直後横断の禁止、斜め横断の禁止、信号に従うなどの歩行者の交通ルール遵守の徹底と歩きスマホの危険性の周知 ○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行 ○ 通学路における交通安全の呼び掛けや児童・生徒を見守る活動等の実践 ○ 横断歩道における歩行者優先義務等の運転者の交通ルール遵守の徹底 ○ 全ての年齢層を対象に、反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知
2 ながらスマホ 飲酒運転の早期 撲滅の取り組み の活用促進	○ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進 ○ 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの積極的活用の促進 ○ 高齢運転者への安全教育及び安全指導の促進 ○ 安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進 ○ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用と正しいチャイルドシート使用の徹底 ○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」意識の徹底を醸成するための広報啓発の推進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進 ○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 ○ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
3 自転車・特定 小型原動機付 自転車の交通 ルール理解・遵守の徹底 とヘルメットの着用促進	○ 「自転車安全運転利用五則」を活用した自転車の交通ルールの遵守・マナーの周知徹底 ○ 交差点での一時停止・安全確認等のほか、夜間無灯火、飲酒運転、二人乗り等禁止、傘差し運転、イヤホン等を使用した運転の禁止等の基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底 ○ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進 ○ 自転車の定期的な点検整備と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルールの周知徹底と、利用者に対するヘルメット着用の促進

第 3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推 進 事 項
全機関・団体 (県・地区・市町村 交対協を含む。)	○ 「前をよく見て運転集中」「歩行者を守ろう」意識の周知徹底 ○ 「ながらスマホは絶対にしない」意識の徹底及び危険性についての周知徹底 ○ 「ハンドサイン」による横断時の意思表示と停止したドライバーに謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護の周知徹底 ○ 通学路等を通行する車両の運転者に対する安全運転の広報啓発の促進 ○ 交通安全に係る広報活動の実施(チラシ、庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等) ○ 自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 自転車等利用者に対するヘルメット着用の推進 ○ 夜光反射材等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室等開催による交通安全教育の推進 ○ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
警 察	○ 飲酒運転、横断歩行者妨害違反、一時不停止違反等交通指導取締りの強化 ○ 「交通安全ゆとり号」、「動画KYT」、「わた郎君」、「交通安全危険予測シミュレータ」を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の推進 ○ 夜光反射材等の着用促進 ○ 自転車等の利用者による交通違反に対する指導取締りの強化

教 育 委 員 会 幼 稚 園 、 保 育 園 小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 P T A	○ 地域等との連携による登下校時の街頭指導、安全な横断や夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車の夜光反射材等着用の指導 ○ 自転車の安全利用と交通ルールの指導（交通事故防止のための基本的な交通ルールの遵守徹底、傘差し運転、スマートフォン・イヤホン等使用時の危険性周知、正しい駐輪の周知、ヘルメット着用の促進、幼児二人同乗用自転車乗用時のシートベルト着用の促進） ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催による交通安全教育の推進 ○ 自転車点検整備の推進と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 後部座席を含めた全ての席のシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい着用・効果の啓発・指導 ○ 通学路の安全点検の実施による危険箇所の把握と対策の検討
道 路 管 理 者	○ 道路パトロールの強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備
山 形 運 輸 支 局	○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導
山 形 労 働 局	○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（①交通労働災害防止のための管理体制の確立等 ②適正な労働時間等の管理、走行管理等 ③教育の実施等 ④交通労働災害防止に対する意識の高揚等 ⑤荷主、元請による配慮等 ⑥健康管理）の周知徹底
交 通 安 全 協 会	○ 自転車安全利用五則の周知徹底、バイク・自転車利用の子どもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 「夜光反射材等」の普及促進と街頭における直接貼付活動の推進 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導
安全運転管理者協会	○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管ドライバー四つの確認行動の遵守 ○ 夕方早めのライト点灯とハイビームの積極活用
指 定 自 動 車 教 習 所 協 会	○ 教習生に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを基調とする交通安全教育の徹底 ○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導
J R 東 日 本 踏 切 道 事 故 防 止 団 体	○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置（非常ボタンの取扱い、踏切内に閉じ込められた時の脱出方法等）の周知徹底
ト ラ ッ ク 協 会 バ ス 協 会 ハ イ ヤ ー 協 会 自 家 用 自 動 車 協 会 自 動 車 販 売 店 協 会	○ プロドライバー等による横断歩行者保護規定を遵守した模範運転の実践 ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認！大きな声で安全確認！」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進（来店・乗客等に対する呼び掛け）
二 輪 車 普 及 安 全 協 会	○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発
サイクリング協 会 自 動 車 軽 自 動 車 商 会 協 同 組 合	○ 自転車利用時の交通ルールの普及及び夜光反射材等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進及びT S マーク普及促進（T S マーク（赤）の補償内容－傷害補償：入院15日以上10万円、死亡・重度障害100万円、被害者見舞金：入院15日以上10万円、賠償責任補償：死亡・重度後遺障害1億円）
交 通 安 全 母 の 会	○ 事故に遭わない・起こさない家庭づくりの推進（愛の一声運動） ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材等着用の推進 ○ 家族から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底
老 人 ク ラ ブ	○ 夕暮れ時・夜間における「明るい色の衣服」、「夜光反射材等」の着用促進運動の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認（二度確認）の励行
旅 館 、 麵 類 飲 食 、 料 理 飲 食 、 鰯 商 、 社 交 、 喫 茶 各 生 活 衛 生 同 業 組 合 、 小 売 酒 販 組 合 連 合 会 、 酒 造 組 合	○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 飲酒運転は見逃さない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案（ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等）の促進

第4 活動強化の日

交通安全街頭指導強化の日：9月22日（月）・30日（火）

第5 実施機関・団体

[illegible][illegible]

= ご活用ください =

●夜光反射材効用体験「反射視認暗室テント」の貸出し

夜光反射材の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしています。

●展示用自転車ヘルメットの貸出し

自転車ヘルメットの貸出しをしています。

お問合せ先 山形県交通安全対策協議会(山形県消費生活・地域安全課内) TEL 023-630-2196

●交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のとおり無料で相談に応じています。

〔相談所〕

名称・場所	受付時間
山形県交通事故相談所（山形県庁内） TEL 023-630-3047（直通）	月曜日 ～金曜日 9:00～16:00
山形県交通事故相談所支所（庄内総合支庁内） TEL 0235-66-5452（直通）	

●交通安全教室のご案内

県内各地に出向き、交通安全危険予測シミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教室を開催しています。また、シミュレータを使用しない講座の対応も可能です。

■交通安全教育機器のご案内

警察では、「ゆとり号」、「動画KYT」による安全運転指導や「わた郎君」、「交通安全危険予測シミュレータ」による安全歩行アドバイスをしています。

お問合せ先 警察本部交通企画課 TEL 023-626-0110
最寄りの警察署

■交通運輸相談

県警察では、運転に不安を感じているドライバーやその家族からの相談に対応しています。

安全運転相談ダイヤル「#8080」に電話してください。

◎自転車シミュレータ、交通安全教育DVD・酒酔い体験ゴーグルなどの貸出し

交通ルールやマナーを学べる自転車シミュレータ、各種交通安全教育向けのDVD及び酒酔い状態の危険性を体験する「酒酔い体験ゴーグル」などの貸出しをしています。

高齢者交通安全講習会、自転車や原付バイクの安全運転講習会、交通安全自転車大会を開催しています。

お問合せ先 一般財団法人山形県交通安全協会 TEL 023-655-5320